

表 1 日本政府の産業再生支援 枠組みの概要

枠組みの名称	産業再生機構 (2003-2007 年)	産業活力の再生および産業活動の革新に関する特別措置法 (改正産活法)	企業再生支援機構 (2009 年から 5 年間の予定)
金融支援の方法	支援対象企業の債券を、メインバンク以外の金融機関から債券を買い取り (支援終了後に売却)、追加融資、出資、信託、保証	(1) 中小企業基盤整備機構による債務保証、(2) 出資に対する損失補てんを指定金融機関が保証し、金融機関による融資を円滑化	支援対象企業の債券を買い取り (支援終了後に売却)、出資、資金貸し付け
支援の対象になる企業の特徴	債権者間の利害調整が複雑な場合など、民間では再生困難な企業	上記の損失補てんを受ける要件は以下の 4 つ。(1) 急激な経営悪化、(2) 融資に加えて出資の必要性、(3) 国内経済への大きな影響 (従業員 5,000 人以上か、そうした企業に基幹部品を 3 割以上供給)、(4) 指定金融機関以外の金融機関から協調融資が受けられること	地域経済に重要でありながら、債務の過大な中堅企業 (公社、第三セクター以外)
支援を受けた企業の例	カネボウ、ダイエー、九州産業交通	エルピーダ、三越伊勢丹	
支援決定基準 (3 年以内の達成義務)		(以下、「事業再構築」分野での認定基準)	
1. 生産性向上 (以下の各項目の中で、いずれかを充足する必要がある)			
自己資本当期純利益率 (ROE)	2%ポイント以上の向上	同左	
有形固定資産回転率	5%ポイント以上の向上	同左	
従業員 1 人当たり付加価値額	6%ポイント以上の向上	同左	6%ポイント以上の向上
その他の項目	上記の 3 つに相当する他の指標の改善		
2. 財務健全化			
	キャッシュフローに対する有利子負債の比率を 10 倍以内に抑え、経常収入が経常支出を上回る	同左	同左
3. 事業革新 (右の 3 つのうちいずれか)			
		新商品・新サービスが売上の 1%を占めること 製造原価および販売費が 5%以上低減すること 売上げの伸び率が業界平均を 5%以上上回ること	
4. 雇用への配慮			
労使協議	事業再生計画の内容について話し合いを行ったか、行う予定であること	事業再生計画の内容について話し合いを行ったこと	事業再生計画の内容について話し合いを行うこと
従業員数		事業再生計画に従業員数の推移を明記すること	
出向・転籍・解雇		事業再生計画に出向・転籍・解雇の内訳を明記すること	
5. 事業構造の変更			
	産業全体の供給過剰構造解消を妨げないこと	中核的事業の開始、拡大、能率向上。あるいは、一部事業の縮小または廃止	
6. その他			
	再生計画実施後の債券価値が支援決定時点の価値を下回らないこと。3 年以内に債券を売却できる可能性が高いこと。		申請する事業者が計画を立てて支援を申し込むことが要件、事業再生は 3 年以内